

環境基本計画とは

『良好な環境の保全および創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本指針』として、町民、地域・団体、事業者、行政が協働・連携により、それぞれの立場で「自分ごと」としてとらえ、良好な環境の保全と、町民の健康で文化的な生活を確保していくための計画です。

※「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条第1項に基づく「地方公共団体実行計画（事務事業編）」と同条第4項に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）」を内包する計画とします。

計画の期間

■計画の期間

	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和12 (2030) 年度	令和13 (2031) 年度	令和14 (2032) 年度	
竜王町	第六次竜王町総合計画 (前期基本計画)		第六次竜王町総合計画 (後期基本計画)							
	第二次竜王町環境基本計画【本計画】 地球温暖化対策実行計画（内包）									
							温暖化目標			

環境未来像

さあ！ 環境新時代へ！ ともにつなぐ輝竜の郷

環境新時代

地球温暖化のリスク増大、生物多様性の損失
深刻化するプラスチック等による環境汚染問題

環境を取り巻く状況は
新しい時代を迎えている

ともにつなぐ

町民、地域・団体、事業者
みんなで手を取り合って

よりよい環境を未来につなぐ